

その6

出資法人経営が悪化したケースはないのか？

井手たくの意見

例えば神奈川県道路公社について、道路計画は進まない中、事業費はかさみ、107億円の神奈川県から公社への出資金についても、事業終了後、県へ返済されるのかどうかについても色々心配される議論もあります。包括外部監査結果報告書によれば、公社の入札状況を見ても、例えば回数券印刷については、平成7年から平成16年まですべて同じ業者が落札、道路料金徴収業務についても平成7年から平成17年にいたるまで同じ業者が落札、路面清掃については平成12年から平成16年まで2社が

交互に落札しており、平成14年から平成16年は、落札率100%が続いている状況がありました。

こういう状況が放置される運営は決して好ましくありません。こういう事例を振り返ると、法人の役員が要所要所で、しっかり運営上の責任を全うしてきたのか疑問です。(議場での井手の発言内容から)

その7

新法律を使って出資法人の役員一新！

井手たくの問い

次に平成18年6月に公益法人制度改革のために新たに制定された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(新法)について質問します。この法律は、平成20年6月施行予定ですが、特に法人役員の責任、義務を明確に謳っています。法律の第111条には(理事、監事又は会計監査人はその任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。)との規定があり、公益法人にはこのような役員の責任規定が設定されるのは、この法律が初めてのことだと考えます。この法律制定を受けて、法人からの役員就任要請に対する対応をどのように見直すのか？

天下りも、これを機会に見直すべきです。

松沢知事の答え

役員に就任し、県の施策との連携を図るという観点から、法人の事業に積極的に関与する必要があるかどうか、また、常に法人の状況を把握し、チェックや助言を適宜行う必要があるかどうかといった点を検証し、県職員の役員就任の是非を判断していきたいと考えております。



新しい法律制定の中身は役員の責任を明確化したものであることをしっかり訴え、知事に今後の出資法人役員選定においては、片手間に、現職県職員が役員兼務をやっ

てはいけないとつたえるのが狙い。